

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第8号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第9条中「及び保証人」を削り、「印鑑登録証明書」の次に「（保証人がいる場合は、借受人及び保証人の印鑑登録証明書）」を加える。

第17条中「借受人又は保証人」を「借受人（保証人がいる場合は、借受人又は保証人）」に、「親族又は保証人」を「親族（保証人がいる場合は、同居の親族又は保証人）」に改める。

様式第2号中「1年 賦 2半年 賦」を「1年 賦 2半年 賦 3月 賦」に、

「

電 話 番 号
局 番

」を「

電 話 番 号

」に、

「電 局 番」を「（電話）」に改める。

様式第3号中「半年賦償還」を「半年賦償還 月賦償還」に、「年3パーセント」を「年 パーセント」に改める。

様式第5号中「年3パーセント」を「年 パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。